

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(5) 「⑮」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2